

令和8年3月31日

香芝市長 三橋和史様

香芝市議会議長 筒井 寛
【質問者： 川田 裕】

質 問 状

香芝市議会基本条例第16条第1項の規定に基づき次のとおり質問するので、同条第2項により速やかに回答して下さい。

時間外勤務の取扱い及び依命通達の法的位置付けに関する質問

1 権限の所在の明確化

本市において、時間外勤務を命ずる権限は、関係法令及び規則上、誰に帰属するのか。

特に、教育委員会に属する職員については、任命権者は誰であり、市長はどの範囲において関与し得るのか、法的根拠を明示の上、具体的に説明されたい。

2 依命通達の法的性質

令和7年2月27日香人第133号及び令和7年6月13日香人第28号による依命通達について、当該通達は、勤務時間規則における「市長が別に定める基準」として制定されたものなのか、それとも内部的な運用指針にとどまるものなのか。

また、その法的性質及び規則との関係について、市の整理を明確に説明されたい。

3 労働時間及び実態との整合性

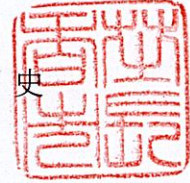
職務として命じられた業務が勤務時間内に完結しない場合において、

- ① 当該業務を勤務時間外に行った場合の法的評価（労働時間該当性）
- ② 事前の時間外勤務命令がない場合の取扱い
- ③ 休日における登庁や自宅での作業の実態把握の有無及びその取扱いについて、職務として命じられた業務が勤務時間内に完結しない場合において、実態として勤務時間外に当該業務が行われていた場合の市の法的整理を具体的に説明されたい。

香 人 第 1 0 号
令和8年 4月15日

香芝市議会議長 筒 井 寛 様

香芝市長 三 橋 和 史



文書質問に対する回答書の送付について

令和8年3月31日付け川田裕議員の文書質問に対し、別紙回答書を送付する。

川田裕議員提出の文書質問に対する回答書

1 について

市職員に対して時間外勤務を命令する権限は任命権者にあるが、課長、所長、館長、室長及び施設長が専決することが通常である。

御指摘の「教育委員会に属する職員」が教育委員会事務局職員のことを意味するとすれば、その任命権者は教育委員会である。

お尋ねの「市長はどの範囲において関与し得るのか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、市長が教育委員会事務局職員を任命することはない。

2 について

御指摘の「勤務時間規則」という名称の規則は、本市においては制定されていないが、仮に「勤務時間規則」が香芝市の職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年規則第5号）を意味するとしても、同規則には御指摘の「市長が別に定める基準」との規定は存在せず、お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないため、回答することは困難である。

なお、一般的に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第15条第1項の規定により市長が制定する規則は法規範性を有するものであるが、通達については、香芝市文書取扱規程（平成3年訓令甲第3号）第2条第12号に規定しており、行政運用の方針、職務運営上の細目等に関する事項を所属の機関又は職員に対して指示するものであって、法規範性を有するものではない。

3 について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、時間外勤務は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合に、必要最低限度において、事前の命令を受けたときにすることが認められるものであって、事前の命令を受けて正規の勤務時間以外の時間において職務に従事する場合は、当然のことながら勤務に当たる。

事前の命令を受けていない場合は、原則として、時間外勤務として認められない。

休日における作業の実態については、場所の如何を問わず、時間外勤務として命令をした場合を除き、把握しておらず、また把握することは困難である。お尋ねの「職務として命じられた業務が勤務時間内に完結しない場合において、実態として勤務時間外に当該業務が行われていた場合」の意味するところ

が必ずしも明らかではないが、正規の勤務時間以外の時間において勤務することを命じられ、職務に従事した場合は、時間外勤務として取り扱われることとなる。